

シニアライフローン

平成 26 年 4 月 1 日現在

商 品 名	シニアライフローン
ご利用いただける方	次のすべてを満たす方 ・満 60 歳以上で、最終返済時の年齢が満 80 歳以下の方 ・当金庫に年金受取口座を有している方、または年金受取口座を指定する手続きをした方 ・年金担保貸付制度の利用がない方 ・しんきん保証基金の保証を受けられる方 ・当金庫の営業区域内に居住または勤務する個人の方
お 使 い み ち	・リフォーム資金、自動車の購入資金、旅行費用のほか、健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次のいずれかに該当するもの ①申込入または申込入の家族（配偶者、親、子、孫、兄弟）が必要とする資金 ※申込日時点で、支払日から 1 ヶ月以内のものに限り支払済資金も可 ②申込入が①を用途として自信用金庫から借り入れた基金保証付個人ローン（切替プランを除く）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料（①と合わせた申込みに限ります） ※株式取得資金、投機的な性格の資金、税金支払資金、転貸資金、旧債返済資金は対象外となります。
ご 融 資 金 額	100 万円以内（1 万円単位）
ご 利 用 期 間	3 ヶ月以上 10 年以内
ご 融 資 利 率	・固定金利 ・最新の金利については「金利情報」または店頭にてご確認ください。
ご 返 済 方 法	隔月元利均等・元金均等割賦返済（約定返済日は偶数月 15 日） ※元金返済据置期間は 6 ヶ月以内 ※6 ヶ月ごとの増額（ボーナス）返済併用は不可
保 証 人 保 証 会 保 証 料	・原則不要 ・一般社団法人しんきん保証基金 ・保証料は利息に含まれます。
担 保	不要
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 処 置	<苦情処理措置> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9 時～17 時、電話 0766-74-4101）にお申し出ください。 <紛争解決措置> 富山県弁護士会（076-421-4811）金沢弁護士会（電話 076-221-0242）、福井弁護士会（電話 0776-23-5255）、東京弁護士会（電話 03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話 03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
そ の 他	・現在の融資利率やご返済額の試算については窓口でお問い合わせ下さい。 ・審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。